

Internet world ネット時代に生きる

櫻井 哲朗

第6回

ネットを使った犯罪

ようか。著者自身もちょうど卒業という別れがあったばかりです。

子供の時のように大泣きして卒業式を迎えるということはなくなりましたが、なかなか何歳になっても別れというものに対して慣れず、心にぽっかり穴があいたようにな少し空虚な気分です。たしかに他者の人生のその全てに関わることはできないことはわかってはいるのですが、どうかこの先、幸多き人生であることを願わずにはいられません。

ネット環境も新しく

今回はインターネットを使った犯罪について考えていきたいと思っています。この時期ちょうど新入学や新生活が多い時期でもあり、みなさまの中にもこの4月から新天地に移動になった方もいらっしゃるのではと思います。

そうしますと、インターネットの環境も新たな場所での環境へと移行します。

例えば、新しくインターネットを契約した方は、少し面倒な手続きをしないとインターネットが使

えないことに気づいたことでしょうか。また、職場や部署が変わった方は使っているインターネットのセキュリティが変わり、いままでも閲覧することができたページができなくなったり、または逆にできるようになったりしているかもしれない。

上京した若者狙い

また、現実の世界で新しいコミュニティに加わったことよってSNSなどでも同種のコミュニティーに加わった方もいるかもしれませんが、接している世界が変わっていきます。いままでの世界が当たり前だったことも新しい世界ではそうではないかもしれません。そこで、もう1度、インターネットの正しい使い方を学ぶことよって被害者や加害者になることを防いでいきたいと思ひ、今回はこのようなテーマを選びました。これは著者の主観ですが、この時期になりますと都会に引っ越してきた若者を対象としたインターネットを使った怪しい勧誘が多いような気がします。皆様もぜひ気をつけて下さい。

「つい」「や」「うっかり」はダメ 「しつかり」した警戒心を

どうも、みなさま一か月ぶりです。先月、あまりにも突飛な書き方をししてしまいました。さて、季節は厳しい冬から暖かい春へと移行変

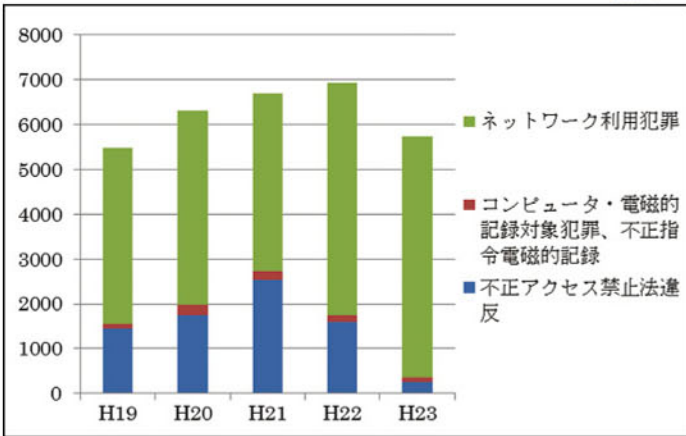
わり、新しい年度へと移行しました。この季節は出会いと別れの季節でもあり、みなさまの中にも悲しい別れや新しい出会いがあった方もいらっしゃるのではないのでし

ネット犯罪への対処

みなさんはインターネットを使った犯罪と聞きますとどのようなイメージをもたれるでしょうか。たとえば、すごくコンピュータに詳しい人が世界に迷惑をかけるようとして暗がりの部屋の中からもすごい勢いでパソコンのキーボードを叩いている、そんなようなイメージでしょうか。たぶん、この説明も何かの映画で見た印象をそのまま書いているのだと思います。

公的な機関が対策

たしかに、そんな事件の中には



ありますが、インターネットを使ったオークション詐欺などの我々の身近に潜む犯罪もあります。このようなインターネットを使った犯罪をサイバー犯罪と呼び、日本ではサイバー犯罪対策として次のような機関が設立されています。警察庁には情報通信局情報技術解析課のサイバーフォースセンター(サイバーテロ対策技術室)、生活安全局の情報技術犯罪対策課があります。また日本全国の警察本部にはサイバー犯罪対策室があり、東京都の場合は警視庁ハイテク犯罪対策総合センターが設立されています。

このように各機関がサイバー犯罪を取り締まっており、みなさんの生活を守り、みなさんの相談の窓口として開設されています。なにか、インターネットを通じて困ったことがありますたら、ここに相談するのも1つの方法かもしれません。

ここで紹介させていただきました警察庁生活安全局の情報技術犯罪対策課で開設されている警察庁サイバー犯罪対策 (<http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>) に各種サイバー犯罪に関する情報が開示されています。そこで出さ

れている情報の中に平成19年から平成23年のサイバー犯罪の検挙件数の推移に関する統計があり、それが図1になります。これによると年々増加傾向にあり、平成23年にいったん減少に転じておりますが、これが継続していくのか、また一時的なものなのかは平成24年の件数を見てみないと判断が付きません。

3つの犯罪類型

また、この表にあります3つの項目ですが、我が国でのサイバー犯罪はこの3つに分類されます。それぞれについて簡単に説明させていただきます。

パスワードの不正取得

例えば、他人のID、パスワードを無断で使用してコンピュータを不正使用した場合や不正なプログラムを使用する等をしてコンピュータのセキュリティ・ホールを突き、コンピュータを不正使用した場合などがあたります。

また、パスワードを管理する側が利用者に無断で第三者にID、パスワードを教えた場合やHP等を使って他人のID、パスワードを不正に取得・保管・入力要求し

た場合がこれにあたります。とくに最後の項目はフィッシングと呼ばれる行為に当たり従来の不正アクセス禁止法では取り締まることができませんでした。そこで不正アクセス禁止法を改正し平成24年5月1日から施行された同法では

- 不正アクセスの準備行為(フィッシング等)の禁止
- 不正アクセス行為の罰則強化

が盛り込まれるようになりました。

口座移動やウイルス作成

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪には、例えば、インターネットバンクで端末を不正に操作し無断で他人の口座から自分の口座に現金を移した場合やサーバ上に保存されているデータに無断でアクセスし書き換えた場合などがあたります。

また不正指令電磁的記録に関する罪には、いわゆるコンピュータ・ウイルスを作成・配布した場合がこれにあたります。不正指令電磁的記録に関する罪は2011年の刑法改正で新設された犯罪類型です。これは、2011年に施行された「情報処理の高度化等に対処

図2

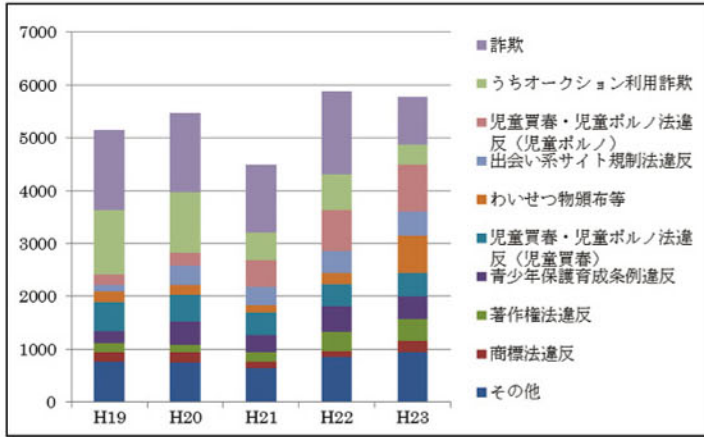
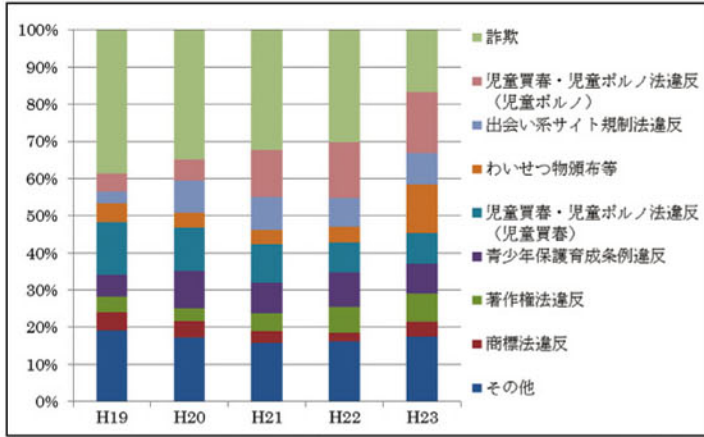


図3



警察庁サイバー犯罪対策 (<http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>) より

違法な販売や詐欺など

するための刑法等の一部を改正する法律」に伴うものであり、同法はサイバー犯罪に対応するため刑法ならびに関連法の改正を行う法律であります。この法律は通称「サイバー刑法」ともいわれています。

ネットワーク利用犯罪の定義は、犯罪の構成要件に該当する行為についてネットワークを利用した犯罪、又は構成要件該当行為でないものの、犯罪の実行に必要不可欠な手段としてネットワークを利用した犯罪をネットワーク利用犯罪といます。簡単にいいますと、犯

ネットワーク利用犯罪

罪の実行にあたりネットワークを利用した場合がこれにあたります。例えば、インターネット上の電子掲示板を使い覚せい剤などの違法な物品の販売、インターネットオークションなどを利用した詐欺、インターネット上にわいせつな画像を掲載した場合などが、これにあたります。また我々にもっとも身近な例としてはメールを使った脅迫や掲示板での犯行予告による業務妨害やインターネット上での名誉毀損などがあります。

「ポルノ系」が増加

この図2によると、ネットワーク利用犯罪の件数は平成21年にはいったん減少しましたが、それ以降では増加傾向にあることがわかります。また、これらを比率にのぞいたものが図3になります。これから、犯罪の検挙件数・犯罪の総数とみれば、いま現在どのような犯罪が増加傾向にあるのかを見て取ることができます。いま現在では「詐欺」による犯罪が減少傾向にあり、「児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)」や「わいせつ物頒布等」が増加傾向にあるようです。また、「出会い系サイト規制法違反」における平成19年から平成20年による数字のジャンプがあります。これは、平成20年に「出会い系サイト規制法」が一部改正となり、いままで法律では取り締まることができなかった犯罪も検挙できるとなったため、このような数字のジャンプが起こっているのではと考えることができます。

詐欺に対処・相談機関

いままででは年度別でネットワーク利用犯罪の件数や比率を考えるときました。次に、これらを年度別ではなく各種類別にまとめたのが図4になります。これからもわかるように、この5年間でもっとも件数が多いのがインターネットを使った詐欺です。では、次にインターネットを使った詐欺の種類とその対処方法について解説したいと思います。

順序が逆になってしまっていますが、先に詐欺の対処方法について書きたいと思います。どの詐欺の手口についてもいえることなのですが、インターネットを使った詐欺の特

徴として、その対処方法がインターネット上にある場合が多々あります。インターネットの性質上、被害にあうのは不特定多数の方々であり自分がその被害の第一番目であるという可能性は、限りなく低いです。もちろん、インターネット上に有効な手段などがなかった場合には次の機関の窓口などに相談してみるのが最良の方法だと筆者は考えております。

国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/>
 消費生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/map/>
 日本司法支援センター法テラス
<http://www.houterasu.or.jp/index.html>
 警視庁サイバー犯罪対策課
<http://www.npa.go.jp/cyber/>

まあ、簡単に申し上げますと「一人で悩まず相談しよう」ということとです。もちろん、「言うは易く行うは難し」ではありますが、ここは勇気を持って相談してみても下さい。

では、インターネットを使った詐欺について解説したいと思います

す。主要なものとして次の4つがあげられます。

インターネット詐欺

ワンクリック詐欺

反応する寸前で

HP上にあるボタンや迷惑メールなどの文面上にあるリンク先をクリックすると画面上に「入会完了。***円振り込んで下さい」などの文字が画面上に出てきて入会させられ利用料金を請求される詐欺。多分ですが、読者の皆様が一番接する機会が多い詐欺だと思います。

筆者にも、よく届きます。筆者が一番ひっかかりそうになった実体験を紹介したいと思います。どうしても英語のサイトに登録しなければいけない用事がありました。そのときは登録は無事に終わりました。その数か月後にそのサイトの文字列を含んだ英文のメールが来ていて、なんとか翻訳した結果、このメールに返信してほしいというものでした。慌てて返信しそうになってしま

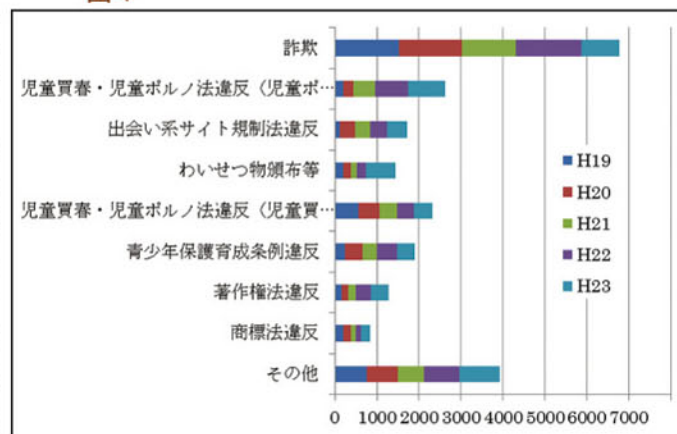
いましたが、自分の翻訳にも不安があり、またどのような文面の英語を書けばいいのかからず、そのサイトに登録をしたことがある方に相談したところ、「そんなメールが届くようなことはない」と言われ、そこでようやくそれが迷惑メールであることがわかりました。英語で書かれていることに気を取られてしまい危うくひっかかりそうになってしまいました。この手の詐欺の手法は日々進化してきますので皆様も少しでも怪しいなと思いましたら、ぜひいったん他の方に相談することをおすすめいたします。

出会い系サイト詐欺

遺産や異性で釣る

これも迷惑メールなどからの誘導が多いタイプの詐欺です。よくあるタイプが、老人を名乗る人から「あなたに遺産を相続したいので、このSNSに登録して下さい」や、芸能人の名前をかたって「メールを使っているとマネジャーに見つかってしまうのでSNS上で連絡を取り合おう。だから、このSNSに登録してね」などがあり

図4



警察庁サイバー犯罪対策 (<http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>) より

ます。また他には「ここでなら出会えます。登録無料SNSです。ぜひ登録を」だったり、いかがわしい写メの添付ファイル付きで「あなたと連絡を取り合いたいので、このSNSに登録を」などなどいろいろな種類が存在します。ワンクリック詐欺との違いは、このSNSに登録しただけではお金が請求されないというところですが、このSNSを使い続けるためにはお金を支払う必要があります。つまり、目の前に遺産だったり異性だったりというニンジンをぶら下げられた状態でお金を支払わせ続けられ一生そのニンジンを手に入れることはできない

構造になっています。

サクラが巧妙に

このようなサイトの巧妙なところがサクラといわれる人を使っている点です。人を使っているこのサイトを辞めようとしている人には甘い言葉を使ってなんとか引き留めようと、何とか続けさせようと工作を行ってきます。怪しいメールからの情報は極力無視するようにしましょう。

また一昔前の携帯電話いわゆるスマートフォンが出る前の時代ならメールのアドレスが携帯電話のアドレスだと実在の人物がメールを打っているような感じがします。ですが、あれもパソコンからの操作が可能です。実際、著者が新幹線のホームで10台ぐらいの携帯電話をPCで同時で操作をしている人を見て、びっくりした記憶があります。

オークション詐欺

商品の入金などで

これは前記二つとは違い、インターネットオークションを利用した詐欺です。よくあるパターンがオークションで落札し、商品の入

金も済ましたのにその商品を送ってこない場合や、また、その逆に自分自身がオークションで出品し落札され商品を送ったのに商品の入金がない場合があります。

また、これは詐欺ではないのですが、インターネットオークションの多くは個人間の取引であり、そのなかでのトラブルもあります。たとえば、画面で見たものと商品の色合いや大きさなどが違ったり、画面上にあった写真では見えない部分に傷があったりなどインターネット上の取引ならではのトラブルなどがあつたりします。

これらのトラブルにあわないために、著者が思う有効な方法は、「取引相手の過去の取引記録やその取引相手の評価を見る」です。最近のオークションサイトですと取引を行うとそれらの内容が出品者や落札者の双方が5つ星で評価を行うなどの方式をとっているところが多いです。そうすることで過去の取引内容の信頼性を見える形で表しています。ですが、この評価方法も賛否両論で、悪い評価をつける悪い評価をつけられるといった、やったらやり返すなどの問題もあり、まだまだ改良の余

地があるかもしれません。

SNS誘導型詐欺

新人を呼び出し

これは、筆者が勝手に名付けたもので一般的な名称ではありません。筆者の実体験に基づくもので、実際の犯罪の件数としてどのくらいの数にのぼっているのかはわかりません。ですので、こういった詐欺の手法があるという情報共有だと思ってください。学生時代、筆者は喫茶店でよく勉強をしていました。そこで詐欺だと思われることが行われていました。

大きな声でしゃべっているといえ、さすがに聞き耳をたててまで事細かく聞くことはしていませんでしたので、詳細には把握していません。そこで、どうやって

知り合ったかのくだりを聞くと、

どうやらSNSなどを窓口として使っていたようです。そのときはよく大学1年生になったばかりの若者がターゲットになっていたように感じました。当時は、よく使っているSNSが詐欺の窓口となっていたことに正直びっくりしましたが、自分が大学入学した当時はSNSはなかったのですが怪しい勧誘などは数多くあったおほえがあります。それが姿形をかえてインターネット上で勧誘を行うように進化したととらえることができるかもしれません。

新しい手口にも注意

犯罪は姿形を変え新たな手口で我々に忍び寄ってきます。ここに書いた内容もすでに陳腐化が始まっています。最近ではスマートフォンアプリ内にデータを奪うプログラムが仕込まれているなどの事例もでてきています。どうしても、犯罪と対策は、いちごっこという終わりのないシーソーゲームの構造を逃れられないかもしれません。ですが、著者として、は、もしもこの記事が皆様の転ばぬ先の杖となれば幸いです。

さくらいてつろう

中央大学大学院理工学研究科を卒業し、専攻は統計学。コンピュータなどによって計測される大量のデータをまとめる多変量解析の研究。現在は、諏訪東京理科大学共通教育センター講師。東京都出身、30歳。